

当金庫の自己資本充実の状況等について

(1) 自己資本に関する事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による普通出資金にて調達しております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、創立以来、地域のお客様による普通出資金の積み上げと、利益計上からの内部留保により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

また、当金庫は健全性を確保することを目的とした「自己資本管理規程」を制定し、統合的リスク管理態勢からリスク限度枠と自己資本充実度を対比した評価方法をとっております。

平成19年3月末より新しい自己資本比率規制が施行されておりますが、当金庫の自己資本比率は、早期は正措置の対象となる国内基準の4%を大きく超えており、適正な水準であると考えております。

なお、自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額に関しましては、対象となる会社はありません。

単体における事業年度の開示事項

(単位：千円)

項 目	20年度	21年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	745,779	747,674
うち非累積的永久優先出資	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益準備金	745,779	747,674
特別積立金	11,049,298	11,549,000
次期繰越金	125,188	95,946
その他	-	-
処分未済持分	△	△
自己優先出資	△	△
自己優先出資申込証拠金	-	-
その他有価証券の評価差損	-	-
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△
基本的項目 (A)	12,666,044	13,140,294
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-
一般貸倒引当金	279,188	169,155
負債性資本調達手段等	-	-
負債性資本調達手段	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-	-
補完的項目不算入額	△	△
補完的項目 (B)	279,188	169,155
自己資本総額 [(A)+(B)] (C)	12,945,232	13,309,450
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,107,800	2,409,800
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	600,000	600,000
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,280,000	1,280,000
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つV/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-	-
控除項目不算入額	△1,017,800	△1,409,800
控除項目計 (D)	1,090,000	1,000,000
自己資本額 [(C)-(D)] (E)	11,855,232	12,309,450
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	78,986,136	84,665,618
オフ・バランス取引等項目	421,088	381,819
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,779,422	6,490,371
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等計 (F)	86,186,648	91,537,809
単体Tier1比率 (A/F)	14.69%	14.35%
単体自己資本比率 (E/F)	13.75%	13.44%

連結における事業年度の開示事項

(単位：千円)

項 目	20年度	21年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	745,779	747,674
うち非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
利益剰余金	11,941,125	12,417,291
処分未済持分	△	△
自己優先出資	△	△
自己優先出資申込証拠金	-	-
その他有価証券の評価差損	-	-
為替換算調整勘定	-	-
新株予約権	-	-
連結子法人等の少数株主持分	-	-
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△
基本的項目 (A)	12,686,904	13,164,965
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	-	-
一般貸倒引当金	279,188	169,155
負債性資本調達手段等	-	-
負債性資本調達手段	-	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-	-
補完的項目不算入額	△	△
補完的項目 (B)	279,188	169,155
自己資本総額 [(A)+(B)] (C)	12,966,092	13,334,121
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,107,800	2,409,800
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	600,000	600,000
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,280,000	1,280,000
連結の範囲に含まれないものに対する額の50%相当額	-	-
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つV/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-	-
控除項目不算入額	△1,017,800	△1,409,800
控除項目計 (D)	1,090,000	1,000,000
自己資本額 [(C)-(D)] (E)	11,876,092	12,334,121
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産 (オン ・ バ ラ ン ス 項 目)	78,976,136	84,671,602
オフ・バランス取引等項目	421,088	381,819
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,779,422	6,490,371
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等計 (F)	86,176,648	91,543,794
連結Tier1比率 (A/F)	14.72%	14.38%
連結自己資本比率 (E/F)	13.78%	13.47%

(注) 1. 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 平成21年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(32百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は13.41%となります。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	単 体				連 結			
	リスク・アセット		所要自己資本額		リスク・アセット		所要自己資本額	
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	79,407	85,047	3,176	3,401	79,397	85,053	3,175	3,402
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,080	84,737	3,163	3,389	79,070	84,743	3,162	3,389
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,122	290	44	11	1,122	290	44	11
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	29	28	1	1	29	28	1	1
我が国の政府関係機関向け	261	228	10	9	261	228	10	9
地方三公社向け	50	—	2	—	50	—	2	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,350	37,060	1,254	1,482	31,350	37,060	1,254	1,482
法人等向け	13,245	13,472	529	538	13,245	13,472	529	538
中小企業等向け及び個人向け	15,588	15,801	623	632	15,588	15,801	623	632
抵当権付住宅ローン	4,038	3,904	161	156	4,038	3,904	161	156
不動産取得等事業向け	3,262	2,679	130	107	3,262	2,679	130	107
三月以上延滞等	1,367	2,607	54	104	1,367	2,607	54	104
取立未済手形	4	4	0	0	4	4	0	0
信用保証協会等による保証付	1,150	948	46	37	1,150	948	46	37
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出 資 等	871	1,466	34	58	861	1,456	34	58
上記以外	6,736	6,245	269	249	6,736	6,261	269	250
②証券エクスポージャー	327	310	13	12	327	310	13	12
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	327	310	13	12	327	310	13	12
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	6,779	6,490	271	259	6,779	6,490	271	259
ハ.総所要自己資本額(イ+ロ)	86,186	91,537	3,447	3,661	86,176	91,543	3,447	3,661

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%